

公益財団法人介護労働安定センター香川支部喀痰吸引等研修 (第一号及び第二号研修) 募集要項

1. 目的

この研修は、「社会福祉士及び介護福祉士法」昭和62年厚生省令第49号附則第4条表中「第一号研修」又は「第二号研修」により、特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するために、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

2. 研修事業の名称 喀痰吸引等研修 第一号・第二号研修

3. 研修機関の名称及び所在地

名 称 公益財団法人介護労働安定センター香川支部
法人名 公益財団法人介護労働安定センター
所在地 〒760-0023 香川県高松市寿町1丁目3番2号
日進高松ビル6階
連絡先 TEL 087-826-3907
FAX 087-826-3908

4. 研修課程

(1) 第一号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為の範囲は以下の通りとする。

① たんの吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）

口腔内、鼻腔内については咽頭の手前までを限度とする。

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。

② 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻経管栄養）

胃ろうまたは腸ろうの状態確認、経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、看護職員が行う。

※胃ろうまたは腸ろうの経管栄養は、半固形栄養剤を含むこと。

(2) 第二号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為は以下のいずれか、もしくは以下の範囲内における任意による組合せによるものとする。

① たんの吸引（口腔内）

※ 咽頭の手前までを限度とする。

※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。

② たんの吸引（鼻腔内）

※ 咽頭の手前までを限度とする。

※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。

③ たんの吸引（気管カニューレ内）

※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。

④ 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう）

状態確認は、看護職員が行う。

※半固形栄養剤を含むこと。

⑤ 経管栄養（経鼻経管栄養）

経管栄養チューブの挿入状態の確認は、看護職員が行う。

（３）特定行為の追加コース

過去に喀痰吸引等研修（第二号研修）を修了している者で、修了していない特定の行為について追加で修了を希望する者。

（４）科目免除コース

・「社会福祉士及び介護福祉士法」昭和６２年法律第３０号。第４０条第２項第１号から第３号まで若しくは第５号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第４号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者。

・過去に喀痰吸引等研修の基本研修（講義・演習）を修了したが、行為が必要な利用者がいない等の理由で実地研修を行えなかった方で、（特定の行為の）実地研修修了を希望する者。

５．受講資格及び定員

（１）受講資格

- ① 香川県に住所がある者、または香川県に所在する施設及び事業所に就業している者。
- ② 原則として、実地研修の行為が必要な利用者が、受講者が所属する施設及び事業所に入所していること。
- ③ 実地研修の指導看護師^Ⅱ（准看護師は不可）が実地研修を実施する施設及び事業所に所属しており、受講者の指導及び公正な評価ができること。
- ④ 事業所が登録特定行為事業者として登録申請している又は登録申請を行う予定であること。
- ⑤ 科目免除及び履修免除以外の全課程出席可能であること。
- ⑥ 受講生が所属する施設及び事業所の長の推薦が得られること。

^Ⅱ指導看護師とは、医師、保健師、助産師、看護師のいずれかで、「指導看護師研修」もしくは「医療的ケア教員講習会」を修了している者。

（２）募集定員

１回の定員は２０名とする。

6. 実施期間

第一号研修及び第二号研修

① 募集期間

令和7年3月10日～令和7年7月3日まで

② 実施期間

ア 基本研修（講義・演習）

令和7年7月4日、7月12日、7月16日、7月26日、8月1日、8月7日、
8月13日、8月21日、8月29日、9月3日、9月5日

イ 演習

令和7年9月8日、9月9日、9月11日、9月16日、9月18日、
9月22日、9月29日

ウ 実地研修

令和7年実地研修開始日から原則1年間

7. 研修実施場所

(1) 講義

（対面授業・オンラインライブ配信）香川県社会福祉総合センター

香川県高松市番町一丁目10番35号

（オンラインライブ配信）介護労働安定センター香川支部

香川県高松市寿町1丁目3番2号 日進高松ビル6階

インターネット等を活用したライブ配信による通信・遠隔研修で講義を行う場合は、受講者の自宅や職場

演習

香川県社会福祉総合センター 香川県高松市番町一丁目10番35号

(2) 実地研修

原則、受講者が所属する法人の施設等（以下「実地研修機関」という）で実施するものとする。実地研修実施先がない場合は要相談。

実地研修の実施は、当該規程「14 研修委員会の設置」で定める研修委員会で策定した安全指針に基づき、公益財団法人介護労働安定センター香川支部が実施できる施設であることを確認した上で、実地研修の実施を認めること。

なお、実地研修機関は、「喀痰吸引等研修（第一号及び第二号）」に係る実地研修 実施機関承諾書」を提出する。

実地研修機関は、別添に記載

【実地研修施設の要件について】

- ・ 施設又は事業所の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること。
- ・ 利用者の健康状態について、施設長（管理者）、配置医又は実施施設等と連携している医師、主治医（別途主治医がいる場合に限る）、指導看護師、介護職員等が情報交換を行い、連携を図る体制が整備されていること。
- ・ 研修における行為に対して、実施手順書や指示書、実施の記録が作成され適切に管理、保管されていること。
- ・ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医又は実施施設（事業所）と連携している医師、指導看護師との連携体制が構築されていること。
- ・ 施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意されていること。

8. 実施方法

(1) 講義

10日間（予めカリキュラムで示す）

インターネット等を活用したライブ配信による通信・遠隔研修で講義を行う場合は、受講者の自宅や職場（予めカリキュラムで示す）

(2) 講師は、別添に記載

(3) 筆記試験

① 日程については、予めカリキュラムで示す。

② 筆記試験は、研修委員会で定めた四肢択一とし、出題数30問、試験時間60分とする。

(4) 演習

2日間 ～ 4日間

ただし、受講人数が少ない場合は演習日数を調整する場合がある。（予めカリキュラムで示す）1回1人で実施し、1グループあたりの受講者数は6人以内とする。1グループに対し演習指導講師を1人以上配置し、指導及び評価を行う。

(5) 実地研修

実地研修は7（2）に記載する実地研修機関で実施し、指導及び評価は原則として実地研修指導講師が行う。研修の実施にあたる体制整備及び研修修了の確認は、公益財団法人介護労働安定センター香川支部が行う。なお、実地研修の修了年限は、実地研修開始日から原則1年以内とする。

(6) 使用テキスト等

講義、演習に使用するテキスト及び研修に要する機器は、研修委員会で決定したものを使用する。

9. 申し込み・受講料等

(1) 申し込みについて

・申し込み先

公益財団法人介護労働安定センター香川支部

〒760-0023 香川県高松市寿町1丁目3番2号 日進高松ビル6階

TEL 087-826-3907

FAX 087-826-3908

・申し込み方法

受講希望者は、介護労働安定センター香川支部ホームページから申し込む。

(2) 受講料等

- | | |
|----------------|------------|
| ① ・第一号研修・第二号研修 | 85,000円 |
| ② ・特定行為の追加コース | 1行為10,000円 |
| ・科目免除コース | 30,000円 |

※4行為以上は1行為につき10,000円追加

③ 損害保険料

原則として、実地研修にかかる受講生の損害保険料は公益財団法人介護労働安定センターが経費として計上するため受講生からの徴収はしない。

- | | |
|---------------|--------|
| ④ 修了証明書再発行手数料 | 2,000円 |
|---------------|--------|

(3) 徴収方法及び返還に関する規程

- ① 受講料等は受講決定後に公益財団法人介護労働安定センターが指定する銀行口座に所定の期日までに振り込むものとする。
- ② 受講料等の支払いを受けた場合の領収は、振込票が領収書となる。
- ③ 支払われた受講料について、講習開講日から起算して14日前以降は、原則として返金しない。
- ④ 応募者が定員に満たない等、公益財団法人介護労働安定センターの事由にて研修を中止する場合には、支払いを受けた受講料等を全額返還する。

10. 受講者募集及び受講手続き

(1) 受講者募集及び決定の方法

① 周知方法

受講者募集1か月前までに公益財団法人介護労働安定センターのホームページへの掲載及び関係団体や近隣の介護保険施設及び障害者支援施設等への通知により、広く周知を図る。

② 受講資格の確認

提出された受講申込書に基づき、提出された修了証(写)等により受講資格の確認を行うものとする。

③ 受講決定の方法

ア. 定員を超える申し込みがあった場合は、下記の優先事項を考慮し選考する。

- ・喀痰吸引及び経管栄養の利用者が多い施設からの申込者を優先する。
- ・同施設からの申込者は原則1名とする。

イ. 受講の可否については、施設担当者宛に結果を通知する。

ウ. 受講申し込みの際に申告した書類に虚偽の記載があった場合には、受講を取り消す。

(2) 履修免除の確認方法

① 免除科目（範囲）

ア. 特定行為の追加コース

免除の範囲は基本研修（筆記試験合格者）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）とする。

イ. 科目免除コース

「実務者研修（医療的ケア）修了者及び介護福祉士新カリキュラムの修了者」は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日社援発1111第1号社会・援護局長通知（令和6年3月8日最終改正））第5の2の（4）に基づく免除となる。（ただし、受講指定科目は受講する必要がある。）

② 履修科目の申請方法

受講申込書の提出の際に、申出書により申請をする。

③ 履修科目の確認方法

申出書とともに、修了証明書、卒業証明書等の写しを提出させることにより確認する。

(3) その他

応募者が定員に満たない等の場合に、研修を中止することがあり得る。

1 1. 基本研修及び実地研修の修了評価方法

(1) 筆記試験の事務規程及び基本研修（講義）の修了評価方法

【趣旨・基本方針】

この事務規程は、喀痰吸引等研修に係る講義の修得度を審査するための筆記試験（以下「試験」という。）について当センターが責任を持ち、その重要性に鑑み、適正、確実、かつ、公正に実施するため、必要な事項を定めていること。

【試験日】

筆記試験による知識の定着の確認の実施については、基本研修（講義）の全課程終了後に行う。対象者は、基本研修（講義）の全課程を受講した者に限る。

【周知】

受講者に対し、試験の実施日時・合否判定基準・その他の事項について、講習初日のオリエンテーション時に周知する。

【試験問題の作成】

試験問題は、「喀痰吸引等研修実施要項について」（平成24年3月30日社援発03

30第43号厚生労働省社会・援護局長通知)別添2「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」の1.の(1)～(5)の問題作成指針に基づき作成する。

【試験問題の印刷、運搬、保管】

試験問題の印刷、運搬、保管等は、確実に秘密を保持できる方法により行う。

【試験実施に係る留意事項】

- ・試験の実施に当たり、試験会場に試験監督員を配置する。
- ・試験当日の遅刻者の入室許可は試験開始15分後までとし、それ以降は認めない。
なお、遅刻者の試験終了時間は、他の受験者と同じ時刻とし、延長は行なわない。
- ・受験者の途中退出許可は、試験開始後15分経過後とする。
- ・試験当日、やむを得ない理由により欠席した場合は、改めて後日筆記試験を受験できるものとする。
- ・原則として、試験会場への携帯電話等の持ち込みを禁止する。やむを得ず持ち込む場合は、試験前に携帯電話等の電源を切り、確実に鞆等にしまわせる。

【試験終了後の試験問題及び解答用紙の取り扱い】

試験終了後の試験問題及び解答用紙については、紛失や漏えい等が生じないように試験終了後に回収し、適切な方法で扱う。

【答案の採点】

試験の採点は、2名以上の担当で実施する。

【合否の判定及び決定】

- ・試験の合否の判定及び決定は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知（令和6年3月8日最終改正））別添2「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」の1.の(6)合否判定基準に基づき、総正解率が9割以上の者を合格とすること。また、筆記試験の総正解率が7割以上9割未満の者については、研修委員会で定めた90分の補講を受けることで再試験を受けられるものとする。
- ・試験中に不正行為があった場合及び受験資格に虚偽又は不正の事実があった場合は、その合格を取り消すものとする。

【帳簿への記載】

試験の合否を決定したときは、採点の結果及び合否を記録するとともに適切な方法により受験者に結果を伝える。

【秘密の保持】

試験事務を行う者は、試験問題、解答、受験者の個人情報等を漏らしてはならない。

この規程に定めるもののほか、試験事務の実施に関する必要事項は、香川県の定めるもの

とする。

(2) 基本研修（演習）の修了評価方法

喀痰吸引等研修実施要項（平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知「喀痰吸引等研修実施要綱について」別添2：「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」）に基づき、指定された基準に達した時点で講師が基本研修（演習）の修了の是非を判定する。

(3) 実地研修の修了評価方法

喀痰吸引等研修実施要項（平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知「喀痰吸引等研修実施要綱について」別添2：「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」）に基づき、修了基準に達した時点で指導看護師が実地研修修了の是非を判定し、研修委員会で定めた修了評価基準に基づき公益財団法人介護労働安定センター香川支部が、習得すべき知識及び技術を修得したと判断した場合に修了認定を行う。

(4) 遅刻・早退・欠席等の取扱い

講義・演習に関し、遅刻・早退・欠席があった場合には、当該科目の修了は認めない。ただし、公益財団法人介護労働安定センター 香川支部がやむを得ない事由と判断した場合は、補講を行うことができる。

※インターネット等を活用したライブ配信による通信・遠隔研修での受講についても同様とする。

1 2. 補講の実施方法

- (1) ①補講にかかる受講料は、遅刻、早退、欠席者の補講料は1時間あたり7,000円(税込)とする。
②筆記再試験のための補講は、1回あたり10,000円(税込)とする。
③演習に係る補講は、各医行為に合格できなかった場合に実施し、補講料は1時間あたり7,000円(税込)とする。
- (2) 再試験を受けられる期間は、演習の最終日までとし、補講は3回までとする。合格に達しない場合は、演習課程に進むことはできない。
- (3) やむを得ない事由による遅刻、早退、欠席をした者に対しては、1時間未満の時間数は認めず、上記12(1)①に適用される。

1 3. 受講の取り消し

当法人は、次のいずれかに該当する者の受講を取り消すことができる。

- ① 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- ② 研修の秩序を乱す行為等により受講者としての本分に反した者。
- ③ 受講料の支払いが開講までになかった場合。

1 4. 研修委員会の設置

(1) 目的

公益財団法人介護労働安定センター香川支部は、喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）の安全確実な実施を図ることを目的として、喀痰吸引等研修実施委員会を設置する。

(2) 委員構成

委員は、研修講師 2 名以上、公益財団法人介護労働安定センター香川支部職員 3 名、医師 1 名、看護師 1 名で構成するものとし、「別紙 1 研修委員会名簿」に掲げる者をもって組織する。

(3) 開催時期

毎年度、第 1 回目の研修の開催 1 か月前までに開催するものとし、委員長がその他必要な事例が発生したと認めた場合に、喀痰吸引等研修委員会を招集する。

(4) 審議事項

- ① 喀痰吸引等研修実施時の危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること。
- ② トラブルの原因及び再発防止対策に関することで研修に関すること。
- ③ 安全かつ確実な研修実施を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- ④ 筆記試験及び実地研修の修了評価の定め等の策定に関すること。
- ⑤ 研修講師の策定。
- ⑥ 研修に関する計画の作成、実施、評価の改善に関すること。
- ⑦ 研修の円滑実施に資することを目的とした研修教材の選定に関すること。
- ⑧ 事例に基づいた安全管理体制の徹底に関すること。
- ⑨ 事故（再発）防止における安全指針の策定に関すること。
- ⑩ 実地研修の研修体制及び修了評価基準に関すること。
- ⑪ その他研修に必要と認められる重要な事項に関すること。

(5) 委員の任期

委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

委員の任期が満了となったとき、委員より特別な申し出がない限り継続し、再任されるものとする。

(6) 委員会事務局

事務局は、（公財）介護労働安定センター香川支部に置く。

(7) 事務局の任務

事務局の任務は、次のとおりとする。

- ① 委員会の招集事務。
- ② 委員会議事録の作成及び保管（保管期間は、5 年間とする）。
- ③ 委員長の指示による事項。

1 5. 実地研修の安全管理体制

(1) 安全管理体制の整備

実地研修機関の実地研修指導者、管理者等に対し、実地研修の実施方法に関する説明会の開催等により周知を図り、安全管理を徹底するものとする。

また、事故報告書、ヒヤリハット事例を蓄積し、研修委員会において、安全管理体制について協議し、講義・演習時に事例紹介等により注意喚起を行うものとする。

演習には、指導看護師も参加し、受講者の指導及び安全管理体制等について自己確認をする。演習終了後、実地研修実施に関するオリエンテーションを開催することで、徹底した指導を行う。

(2) 損害保険の加入

研修の実施に向け、当センターが団体契約している損害保険制度（実地研修も対象であること）へ加入するものとし、実地研修を含む全ての講習実施日数の実施における安全確保措置として適切な対応を図る。

(3) 事故発生時の対応

- ① 事故が発生した場合には、実地研修機関において、医師、看護師及びその対象患者の家族に速やかに連絡し、必要な措置を講じる。
- ② 実地研修機関から連絡を受けた公益財団法人介護労働安定センター香川支部は、その状況を確認し県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ③ 公益財団法人介護労働安定センターは、実地研修の対象利用者に対し研修実施における賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- ④ 事故が発生した場合の対応、再発の防止のための方策を検討し、受講者、研修講師、実地研修機関へ周知徹底する。

1 6. 修了証明書

各コースにおける研修の全課程を修了した受講者に対し、修了証明書を交付する。
なお、修了証明書の発行は、修了に係る書類の到着から概ね14日を要すること。

1 7. 修了者管理及び香川県への報告

(1) 修了者管理

研修受講者の研修受講進捗状況及び修了者の管理は、「喀痰吸引等研修 研修修了者管理簿」により行う。

(2) 香川県への報告

修了者については、「喀痰吸引等研修 実施結果報告書」により香川県に報告するものとする。

1 8. 業務に関して知り得た秘密の保持

(1) 基本的事項

個人情報保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害す

ることのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとする。

(2) 目的外利用・提供の禁止

提出していただいた個人情報について、当センターのプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、当該研修に係る受講手続、研修の実施と運営及び当センターの事業活動に関する情報提供、香川県への研修実施状況の報告を除き、ご本人の承諾なしに研修の実施に際して知り得た個人情報を目的以外のための利用及び第三者に提供しないものとする。

(3) 複写・複製の禁止

受講生の承諾がある場合を除き、本受講者から研修のために渡された個人情報が記録された資料等を複写、又は複製しないものとする。

(4) 秘密の保持

研修に携わる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならないものとし、また、業務を廃止した後、又はその業務に従事しなくなった場合においても、同様の取り扱いとする。

1 9. 業務の実施に係る帳簿及び書類の保存期限

(1) 長期保存書類

喀痰吸引等登録研修機関の登録、更新、変更に係る申請書、届出書及び添付書類並びに修了者管理名簿は、事業廃止まで永久保存とする。

(2) 5年保存書類

前号に掲げるほか、業務に係る関係書類は5年間保存する。

(3) 廃棄等

関係書類の保存は、確実にかつ秘密が漏れることのない方法により行い、廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

(4) 業務の廃止の場合

登録研修機関として廃止する場合は、修了者管理名簿を香川県に引き継ぐものとする。